

司書及び司書教諭課程履修規程

昭和50年4月1日制定

第1条 松山大学学則（以下「学則」という。）第9条に定める司書課程及び司書教諭課程は、経済学部、経営学部、人文学部、法学部におく。

2 この規程は、学則第9条第2項に基づき、司書課程及び司書教諭課程の科目及び履修すべき単位等に関する事項を定めることを目的とする。

3 司書課程及び司書教諭課程の科目及び履修すべき単位等に関する事項については、学則に定めるほか、この規程による。

第2条 司書課程及び司書教諭課程については、本学の学生及び松山大学科目等履修生規程第5条・第6条に基づいて司書課程及び司書教諭課程の科目を履修することができる科目等履修生に限り、これを履修することができる。

第3条 取得できる資格の種類は、司書と司書教諭の2種類である。

第4条 司書の資格の授与を受けるためには、学則第7条及び学部学科細則に定める単位を修得し、さらに司書に関する科目について、次項に定める単位数を修得しなければならない。

2 司書に関する科目の単位数（必修・選択の別）及び履修方法は次のとおりである。

群	授業科目及び単位数	配当年次	単位数	必要な科目数及び単位数
	(基礎科目) 生涯学習概論 図書館概論 図書館マネジメント 図書館情報技術	2 2 3 3	2 2 2 2	12科目24単位
	(図書館サービスに関する科目) 図書館利用者サービス 図書館情報サービス 児童サービス 図書館情報サービス演習	2 2 3 3	2 2 2 2	
	(図書館情報資源に関する科目) 図書館情報資源概論 情報資源組織論Ⅰ 情報資源組織論Ⅱ 情報資源の目録・分類演習	2 2 2 3	2 2 2 2	
	図書館サービス特論 学術情報流通論 情報資源の保存・アーカイブ 図書・図書館史 図書館建築・設備 情報リテラシー	3 3 3 2 3 3	1 1 1 1 1 1	2科目2単位以上 (但し、「学術情報流通論」と「情報資源の保存・アーカイブ」の両科目を履修した場合でも、法令上の科目としては1科目として扱う。)
	図書館実習	4	2	選 択
	最低履修科目数及び単位数			14科目26単位以上

3 司書に関する科目の履修にあたっては、甲群にあげるすべての科目12科目24単位、ならびに乙群にあげる科目のうち、2科目2単位以上を履修し、合計14科目26単位以上を修得しなければならない。

第5条 司書教諭の資格授与を受けるためには、教職課程履修規程第4条に定める教員免許状の授与をうけるために必要な基礎資格及び大学における最低修得単位を修得し、さらに司書教諭に関する科目について、次項に定める単位数を修得しなければならない。

2 司書教諭に関する科目の単位数及び履修方法は次のとおりである。

授業科目	配当年次	必要単位数
学校経営と学校図書館	2	2
学校図書館とメディアの構成	2	2
学習指導と学校図書館	2	2
読書と豊かな人間性	2	2
情報メディアの活用	2	2
計		10

第6条 司書課程及び司書教諭課程は2年次以降2ヶ年以上にわたり履修するものとする。

2 司書課程及び司書教諭課程を希望するものは、定められた期間内に司書課程及び司書教諭課程履修申込書を教務部教務課へ提出し、所定の司書課程及び司書教諭課程に要する特別負担金（以下「司書及び司書教諭課程負担金」という。）を納入しなければならない。

第7条 司書課程及び司書教諭課程に関する科目の履修については、各学部履修規程に規定されている年間履修単位数に含めない。

第8条 司書課程及び司書教諭課程を履修することに要する司書及び司書教諭課程負担金は、第6条第2項に従い、司書課程及び司書教諭課程の履修申し込み時に司書及び司書教諭課程負担金を納付しなければならない。司書及び司書教諭課程負担金は、司書課程もしくは司書教諭課程のいずれかを履修する場合は20,000円、司書課程及び司書教諭課程を履修する場合は30,000円とする。

第9条 この規程は科目等履修生にも適用する。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

本規程は、平成10年4月1日から施行する。

本規程は、平成10年度在學生にも適用する。

本規程は、平成11年4月1日から施行する。

規程第5条第2項については、平成10年度以前の入學生で、平成11年度より新たに司書教諭課程を履修する學生にも適用する。

本規程は、平成12年4月1日から施行する。

本規程は、平成16年4月1日から施行する。

本規程は、2012（平成24年）4月1日から施行する。

規程第4条第2項については、2012（平成24）年4月以降の編入生にも適用する。

規程第4条第2項に掲げる乙群については、2013（平成25）年度在學生にも適用する。